

議案第 15 号

鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。